平成２０年（フ）第２１９２号
京都市南区東九条南松ノ木町12番地13、外国人登録原票上の居住地京都市南区東九条柳下町57番地13
破産者　國本真孝こと　李　　鍾宗
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２４６６号
京都市左京区松ヶ崎久土町４番地１　グレース松ヶ崎503号
破産者　八木　太一
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２４６７号
京都市上京区今小路通七本松西入２丁目東今小路町744番地３　きぬがさビル402号、開始決定時の住所京都市北区大将軍一条町12番地２
破産者　八木　敦也
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４４３号
京都市上京区六軒町通五辻上る西入溝前町967番地　第１グリーンハイツ高田208号
破産者　村山　義昭
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４４号
兵庫県明石市魚住町長坂寺730番地　県住12棟504号
破産者　古野　豊治
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
兵庫県明石市松の内１丁目６－１－307
破産者　下茂　健作
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第５８号
鳥取県米子市旗ケ崎４丁目16番２号、開始決定時の住所鳥取県米子市安倍482番地９
破産者　大島　正一
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２０年（フ）第６６号
熊本県人吉市七地町700番地10
破産者　長岡　正二
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２０年（フ）第６７号
熊本県人吉市七地町700番地10
破産者　長岡　恵美（旧姓永田）
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第２９号
熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁517番地
破産者　淋　　教子
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第５２９号
金沢市北安江２丁目11番30号
破産者　株式会社山長
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第１０１９号
京都市右京区西京極堤町44番地２ＳＵＧＡビル３Ｆ
破産者　株式会社マグニフィセント・ネットワークサービス
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２０４８号
京都市上京区新町通中立売下ル仕丁町327番地２
破産者　有限会社ワールドワークス
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第９１４号
東京都新宿区四谷４丁目11番地　日新ビル６Ｆ
破産者　株式会社レトロ企画
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６６号
愛知県豊川市国府南３丁目12番地
破産者　株式会社福澤建設
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第１５００号
福岡市中央区赤坂１丁目１番18号
破産者　株式会社アイシー・アールアイ
1　決定年月日　平成21年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成１９年（フ）第７０号
秋田県湯沢市川連町字久保109番地１
破産者　株式会社沓沢組
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
秋田地方裁判所横手支部

平成２０年（フ）第２０１７号
福岡県朝倉郡筑前町新町327番地１
破産者　医療法人いい田しんあいクリニック
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１２７号
山口県下松市大字切山字山ノ神281番地の13
破産者　有限会社エム・オイル
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係